

奈良県告示第二百九十号

大和都市計画の地域地区を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画地域地区（明日香風致地区）

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市田中町、菖蒲町及び五条野町の各一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課、橿原市計画景観課及び明日香村企画

政策課

四 縦覧期間

平成二十五年十二月十日から同月二十四日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課に平成二十五年十二月二十四日まで必着するよう提出すること。